

要請書別冊（日米地位協定関係）

平成 23 年 10 月

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会

(ア) 第2条関係(施設・区域の許与、決定、返還、特殊使用)

- a 施設・区域に関する協定の内容について、関係地方公共団体から要請があった場合、これを検討する旨を明記すること。
- b 前述の検討に際し、関係地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重する旨の明記と、返還の検討に際しても同様に対応することを明記すること。
- c 個々の施設・区域に関する協定には、その使用範囲、使用目的、使用条件等を記載する旨を明記すること。

広大な米軍基地の存在は、計画的な都市づくりなど振興を促進する上で大きな制約となっているほか、様々な事件・事故の発生や環境問題など県民生活に多大な影響を及ぼしております。

本協議会としては、米軍基地から派生する諸問題の解決を図るためには、米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている周辺地域の住民や地元地方公共団体の理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

そのためには、個々の施設及び区域に関する協定の内容について、地方公共団体から要請があった場合、地元の意向を反映できるような仕組みを明記することが必要であり、施設及び区域の返還についても同様であります。

さらに、個々の施設及び区域の使用範囲、使用目的、使用条件等、運用の詳細を明記する必要があると考えます。

なお、ドイツにおいては、ボン補足協定第48条第3項(a)及び同協定署名議定書「第48条について」第4項に基づき、NATO軍に提供される施設について、施設の規模、種類、条件、提供期間等を記載した協定が締結されることになっています。

(イ) 第3条関係(施設・区域内外の管理)

- a 事前通知後の施設・区域への立入りを含め、地方公共団体の公務遂行上必要なあらゆる援助を与え、緊急の場合は、即座の立入りを可能にする旨を明記すること。
- b 航空機事故、山火事など、施設・区域内で発生した事件・事故についても速やかに情報を提供し、災害の拡大防止のため適切な措置を執る旨を明記すること。
- c 演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対して、日本国内法を適用する旨を明記すること。

本協議会では、米軍基地に起因する事件・事故が発生する度に、県民の不安を払拭すること等のため、必要に応じて、施設・区域内への調査のための立入りや速やかな事件・事故に関する情報の提供を求めてまいりました。

日米両政府は、平成8年12月のSACO最終報告や日米合同委員会合意によって、施設・区域への立入許可手続きや事件・事故発生時における通報手続きを定めておりますが、地方公共団体が求めている速やかな立入が実現しているとは言い難い状況にあります。

したがって、公的な立入の趣旨を踏まえ、例外扱いを設けることなく、地方公共団体の速やかな立入が実現することが必要であると考えます。

また、事件・事故発生時の地方公共団体への通報については、適時・的確な情報公開によって県民の不安を払拭するという観点からも、手続きの更なる検討が必要であると考えます。

我が国においては、いわゆる航空特例法によって、米軍に対しては、航空法第80条の飛行禁止区域や第81条の最低安全高度の遵守

の規定等の適用が除外されていますが、ドイツにおいては、ボン補足協定第 45 条第 2 項及び第 46 条第 2 項に基づき、NATO 軍の演習・訓練に対しても、関連するドイツ国内法が適用されることになっています。

本協議会としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、航空機騒音や事故の危険性を軽減するため、米軍航空機も民間航空機と同様に、関係する日本国内法に従って運航する必要があると考えます。

このほか、道路法第 47 条に基づく車両制限令、原子力災害対策特別措置法、文化財保護法についても、米軍の演習、訓練、施設整備等の諸活動の実施に対し、適用する必要があると考えます。

(ウ) 第3条A(施設・区域の環境保全等)※新設

次の内容の環境条項を新設する旨を明記すること。

- (a) 合衆国軍隊の活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有し、環境保全に関する日本国内法を適用する。
- (b) 施設・区域におけるすべての計画策定に当たっては、人、動植物等に及ぼす影響を最小限とし、当該計画に基づく事業実施前後においても影響を調査、評価し、当該結果を公表するとともに、日米両政府は調査結果を踏まえ、環境保全上の措置について協議する。
- (c) 合衆国軍隊の活動に起因して発生する環境汚染は、合衆国の責任において適切な回復措置を執り、費用負担は日米両政府間で協議する。

米軍の活動に起因して生じる米軍航空機の騒音、実弾演習や廃弾処理に伴う騒音や振動、山火事や赤土流出による自然環境の破壊、油や汚水の流出、P C B等有害廃棄物の処理等米軍基地から派生する環境問題は、基地に隣接した生活を余儀なくされている県民にとって、生命、財産の安全に直結する重大な関心事であります。

ドイツにおいては、ボン補足協定第53条第1項に基づき、NATO軍の施設の使用に対しても、原則としてドイツ国内法を適用しています。また、第54条A第2項に基づき、NATO軍が環境影響評価手続きを実施し、「不可避の環境被害に対して適切な回復措置又は清算措置」を行うことになっています。

本協議会としては、このようなドイツの例に倣い、我が国においても、深刻な環境被害が発生する前の未然防止の観点から、合衆国

軍隊に対して、環境保全に関する日本国内法を適用する必要があると考えます。

特に、我が国の環境影響評価に関する国内法が対象としている事業に相当する米軍の事業について環境影響評価手続き及び日常的な環境監視を実施すること、日米両政府間で当該調査結果を踏まえ環境保全上の措置について協議すること、環境汚染が発生した際の調査及び浄化対策等を実施すること等の制度を確立する必要があると考えます。

また、万一、環境汚染が生じた場合においても、迅速、的確な回復措置が執れるように、汚染原因者としての米国の責任を明記する必要があると考えます。

(エ) 第4条関係(施設の返還、原状回復、補償)

日米両政府は、施設・区域の返還に際し、事前に環境汚染等を共同で調査し、環境汚染等が確認されたときは、原状回復等の必要な措置を執り、費用負担を日米両政府間で協議する旨を明記すること。

現行の日米地位協定では、米国は施設及び区域の返還に伴う原状回復義務を免除されているほか、施設及び区域の返還に伴う環境調査及び環境浄化の実施手続きについて明確な規定がありません。

しかし、施設及び区域の返還に伴う環境調査や環境浄化については、円滑な跡地利用を図る観点から、施設及び区域の返還前に取り組む必要があります。

そのためには、当該施設及び区域を使用していた米国の協力が必要不可欠であり、汚染原因者としての責任の観点からも、米国政府は、施設及び区域の提供者である日本国政府と共同で対処する必要があります。

特に、本県の場合、米軍提供施設面積の約66パーセントは民公有地であるため、米軍基地が返還された後に、土地所有者が安心して土地を使用できるように、また、跡地利用が円滑に実施できるように、返還に伴う環境調査及び環境浄化手続き等を明確に規定し、早急かつ十分な原状回復措置を実施する必要があります。

(オ) 第5条関係(船舶・航空機の出入・移動)

- a 民間の空港及び港湾の使用は、緊急時以外は禁止する旨を明記すること。
- b 「出入」・「移動」には、演習等の実体を伴うものを含まない旨を明記すること。

本協議会はこれまで一貫して、日米地位協定第5条に基づく米軍による民間空港及び港湾の使用については、緊急時以外、自粛するよう求めてきたところですが、昨年9月、米軍艦船が親善及び友好を目的に平良港に入港したほか、昨年12月には、米軍機が米海軍音楽隊の隊員及び機材の輸送のため宮古空港を使用し、着陸の際、タイヤに不具合が生じ、離陸できなくなる事態が発生しました。

多くの離島からなる本県にとって、航空機や船舶は、県民の日常生活はもとより、観光立県を目指す本県の産業振興を図る観点からも重要な輸送手段であり、民間航空機及び船舶の円滑かつ安全な運行を確保するため、米軍による民間空港及び港湾の使用については、天候不良、機体の異常、乗務員の発病等緊急時以外は禁止する必要があります。

また、日米地位協定第5条を根拠に、実質的には演習又は訓練であると見なさざるを得ない合衆国軍隊の施設及び区域からの「出入」又は「移動」が行われているとの指摘があります。

本協議会としては、米軍の演習又は訓練は、提供されている施設及び区域内において行われるべきであると考えており、施設及び区域からの「出入」又は「移動」の定義を明確にし、演習又は訓練の実体を伴う「出入」や「移動」については、明確に禁止する必要があります。

(カ) 第9条関係(米軍人・軍属・家族の出入国)

人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関し、国内法を適用する旨を明記すること。

米軍人等が我が国に入国する場合、あるいは、動物及び植物を入国させる場合の手続きについては、SACO最終報告において、新たに合意された手続きを実施することが示されました。特に、従来の日米合同委員会の合意内容には明記されていなかった植物の検疫手続きが新たに設けられたことは、一定の前進であると考えています。

しかし、ドイツにおいては、ボン補足協定第54条第1項に基づき、NATO軍に対しても、人間、動物及び植物の伝染病の予防及び駆除並びに植物の害虫の繁殖の予防及び駆除に関するドイツ国内法が適用されることになっています。

本協議会としては、我が国においても、海外からの伝染病の侵入に対する基地周辺地域の住民の不安を払拭するためには、人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関する日本国内法を適用し、米軍に対しても日本国当局による検疫を実施する必要があると考えます。

(キ) 第 13 条関係(課税)

私有車両に対する自動車税等について、民間車両と同じ税率で課税する旨を明記すること。

米軍人等の私有車両に対する自動車税については、平成 11 年 2 月の日米合同委員会合意に基づく自治事務次官通知を踏まえ、「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例」が改正され、平成 11 年 4 月から税率が一定程度引き上げられました。

しかし、改正後においても、米軍人等の私有車両に対する自動車税は、民間車両に課税されている税率に比べると、依然として、著しく低い税率になっており、軽自動車税の場合も同様であります。

本県の場合、米軍人等の軽自動車等を除く私有車両は、平成 22 年 4 月 1 日現在、約 25, 000 台にのぼっており、これらの車両の通行に伴う行政需要の増加及びそのために要する県の財政上の負担は、決して小さいものではありません。

これらの米軍人等の私有車両に対して民間車両と同じ税率の自動車税を課した場合、年間で約 7 億円の税収の増加が見込まれており、財政基盤の脆弱な本県にとって、米軍人等の私有車両に対する民間車両並みの税率の引き上げは、自主財源の充実を図る上で、重要かつ緊急な課題となっています。

(ク) 第 15 条関係(歳出外資金諸機関)

施設・区域内の諸機関が提供する役務について、日本人に対する提供を制限する旨を明記すること。

日米地位協定第 15 条に規定する諸機関による物品の販売、処分については、同条第 3 項に基づく日米合同委員会合意によって、具体的な制限の内容及び処分手続き等が定められています。

しかし、施設及び区域内におけるゴルフ場でのプレーやセスナ機への搭乗等、諸機関が提供する役務や施設の利用については、日本人が利用する際の制限の内容及び利用手続き等に関して、明確な規定がありません。

これらの諸機関は、第 15 条第 1 項 (a) に基づき、日本国の租税が免除されており、日本人が諸機関の役務や施設を利用する際の具体的な制限の内容及び利用手続き等についても、課税の公平性の観点から、物品の販売、処分に準じた明確な規定を設ける必要があります。

(ケ) 第 17 条関係(刑事裁判権)

日本国当局からの被疑者の起訴前の拘禁移転要請に応ずる旨を明記すること。

日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁については、平成 7 年 10 月の「刑事裁判手続きに関する日米合同委員会合意」によって、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場合、合衆国は、日本国の「被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う」こととされ、一定の前進が図られております。

しかし、この合意に基づく手続きを実施するためには、日米合同委員会において日本国が提起し、協議しなければならないため、相当の時間を要することが予想されます。

また、「その他の特定の場合」については、日本国の起訴前の拘禁の移転要請に対して、米国は「日本国の見解を十分に考慮する」とし、平成 16 年 4 月の日米合同委員会において、日本国が重大な関心がある場合には、いかなる犯罪も起訴前の拘禁の移転を要請することができる旨確認されましたが、その判断は依然として合衆国の裁量に委ねられています。

平成 14 年 11 月に沖縄本島内で発生した在沖米海兵隊少佐による婦女暴行未遂事件においては、当局からの起訴前の身柄引き渡し要請に対し、明確な理由が示されないまま米側が拒否したことから、県民の間から、強い憤りの声が上がりました。

その後、当該被疑者は起訴され、我が国の警察当局に身柄が引き渡されましたが、本県では、過去に、米軍が身柄を拘束していた被疑者が米軍基地から米国内に逃亡した事例もあるため、平成 7 年 10

月の日米合同委員会における合意内容では不十分であり、日米地位協定を見直して、全ての事案について、被疑者の起訴前の拘禁を日本国が速やかに行えるようにすることを求める県民の声には根強いものがあります。

ドイツでは、ボン補足協定第 22 条第 2 項 (b) (II) において、NATO 軍は「特定の事件においてドイツ当局が提出する抑留の移転の要請に対しては好意的考慮を払うものとする」と規定していますが、国民の生命、財産等の基本的人権を保障する観点から、標記の事項について、日米地位協定の見直しが必要であります。

加えて、本年 1 月に沖縄市で発生した米軍属による交通死亡事故で、通勤を「公務中」として扱う日米合同委員会合意に基づき、我が国では不起訴処分とされておりますが、「公務中」の範囲については厳格に適用する必要があることから、政府は、個別の事案ごとに「公務中」とした理由等について公表するとともに、米側司法手続による処分結果、司法手続の形式及びその審理過程を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みを構築する必要があります。

(コ) 第 18 条関係(民事請求権)

- a 公務外の合衆国軍隊の構成員、軍属、若しくはそれらの家族の行為等により損害が生じた場合、損害賠償額が裁判所の確定判決に満たない場合は、日米両政府の責任で差額を補填し、補填に要した費用負担を両政府間で協議する旨を明記すること。
- b 日本国の裁判所の命令がある場合、合衆国軍隊の構成員又は軍属に支払うべき給料等を差し押さえ、日本国の当局に引き渡さなければならない旨を明記すること。

合衆国軍隊の構成員又は軍属が公務外で起こした事件・事故等の際の被害者に対する補償については、平成 8 年 12 月の S A C O 最終報告によって、「慰謝料」や「見舞金」の支払手続き、前払いの請求、無利子融資制度等に関する日米地位協定の運用の見直しが示され、一定の前進が図られております。

しかし、この日米地位協定の運用の見直しにおいても、被害者に対する日米両政府による支払いを法的義務として認めたものではなく、「支払いを行うよう努力する」ことにとどまっております。

また、同様に、前払いの請求手続きや被害者に対する無利子融資制度についても、法的制度として確立したものではありません。

したがって、本協議会としては、合衆国軍隊の構成員又は軍属、あるいはそれらの家族により被害を受けた者が迅速かつ十分な補償を得るためには、国内法の整備を含め、日米両政府の法的責任で被害者の損害を迅速に補填する制度を設け、被害者の補償を受ける権利を法律上明確に規定する必要があると考えます。

また、本県では、米軍人等の子供を出産した女性が、その子供の

養育費を米軍人等に支払ってもらえないため、生活に困窮している事例がしばしば見受けられます。

日米地位協定第 18 条第 9 項 (b) には「合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行うべき私有の動産があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押さえて日本国の当局に引き渡さなければならない。」と規定していますが、合衆国政府が米軍人等に支払う給料等の債権に対する差押え等に関する規定はありません。

ドイツでは、ボン補足協定第 34 条第 3 項において「軍隊の構成員又は軍属に対して、その政府が支払う給与に対するドイツ裁判所又は当局の命令に基づく差押え、支払禁止、その他の強制執行は、当該派遣国の領域において適用される法律が許す範囲においてのみ行われる。」と規定されており、我が国においても、米軍人等に支払われる給料等に対して、我が国の裁判所の差押え、支払禁止等の強制執行を可能にする旨を明記する必要があります。

このほか、本県に駐留していた米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転したため、婚姻関係等にあった女性を本県に残し、連絡を絶った場合、離婚や認知等の身分問題あるいは養育費の請求等の財産問題に係る民事訴訟の提起や強制執行手続き等が著しく困難になる事例が数多く見受けられます。

本協議会としては、米軍人等が退役し、又は日本国外へ居所を移転し、日米地位協定の対象から離脱した後の母子の生活権を保障するためには、公的機関が母子に代わって養育費を請求、徴収するためのいわゆる「チャイルドサポート」制度等に係る新たな二国間協定を設けるとともに、これらの協定を実施するための国内法の整備が必要であると考えます。

(サ) 第 25 条関係(合同委員会)

日米合同委員会の合意事項を速やかに公表する旨を明記すること。

日米両政府においては、平成 8 年 12 月の S A C O 最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」との日米地位協定の運用の改善を行い、日米合同委員会合意の公表に努めることとしております。

しかし、その後の日米合同委員会合意に関する公表の実施状況は、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

本協議会としては、日米合同委員会の合意事項を速かに公表することが、駐留する合衆国軍隊と地域住民及び地方公共団体との信頼関係の構築に資するものと考えており、合意事項の速やかな公表を明確に規定するとともに、これまでの日米合同委員会合意の未公表事項を再度検証し、積極的に公表する必要があると考えます。